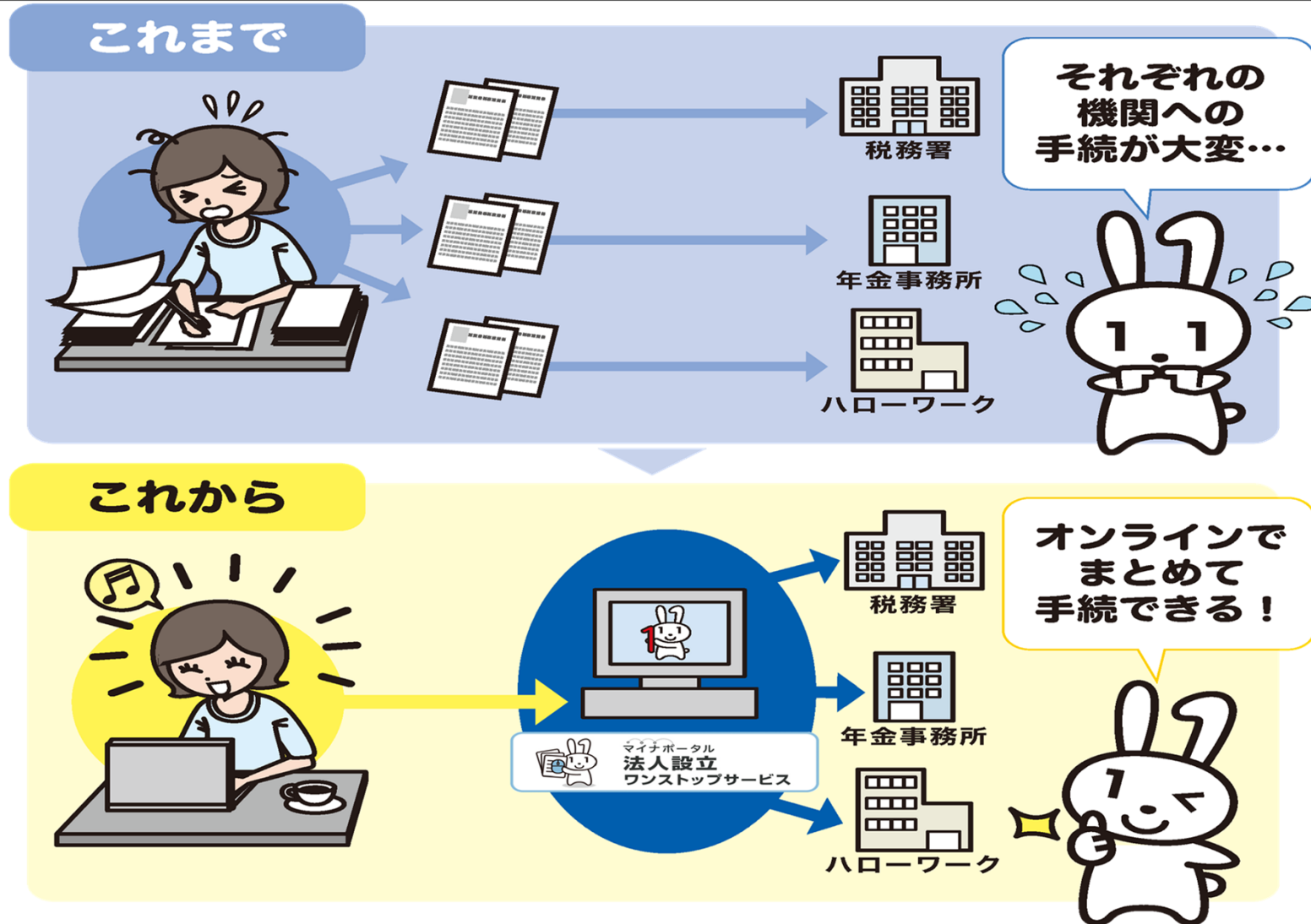


マイナポータルにおける「法人設立ワンストップサービス」の提供開始について

- マイナポータルは、政府が運営するWebサービス。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供。
- **1月20日より、新たに、「法人設立ワンストップサービス」を開始。オンラインでまとめて手続きが可能に。**
- ※ まずは、法人設立後の手続きが、2021年2月頃からは、設立登記も含めた全ての手続きが、ワンストップで可能に。
- ※ 設立後の手続きで何度も提出が求められる、登記事項証明書の添付も不要となる（予定）。



「法人設立ワンストップサービス」のメリット・対象手続

メリット

オンラインで
できる！
来庁不要

ワンストップで
できる！
複数回の手続不要

いつでも
できる！
24時間365日
手続可能

登記※1 国税 地方税 年金 雇用保険 労働保険 健康保険※2

に関する届出が1度にできる！！

※1 2021年2月対応予定

※2 順次、拡大予定



対象手続

項番	対象省庁・団体	手続名	項番	対象省庁・団体	手続名	
1	法務局	定款※3	17	国税庁	電子申告・納税等開始届出書	
2		登記申請書※3	18		消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書	
3		合同会社設立登記申請書※3	19		事前確定届出給与に関する届出書(付表1)	
4		電磁的記録の認証の嘱託※3	20		事前確定届出給与に関する届出書(付表2)	
5	国税庁	法人設立届出書	21	都道府県 /市区町村	事前確定届出給与に関する届出書(付表1・付表2)	
6		給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	22		法人設立・設置届出書(都道府県)	
7		消費税の新設法人に該当する旨の届出書	23		法人設立・設置届出書(市区町村)	
8		青色申告の承認申請書	24		申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書	
9		棚卸資産の評価方法の届出書	25		事業所等新設申告書	
10		減価償却資産の償却方法の届出書	26		厚生労働省(年金局)	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
11		有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書	27		厚生労働省 (徴収業務室)	労働保険保険関係成立(継続)
12		申告期限の延長の特例の申請書	28			労働保険保険関係成立(継続)(労働基準監督署用)
13		消費税課税事業者選択届出書	29			労働保険保険関係成立(継続)(公共職業安定所用)
14		消費税簡易課税制度選択届出書	30		厚生労働省 (職業安定局)	雇用保険適用事業所設置届
15		消費税課税期間特例選択・変更届出書	31			雇用保険被保険者資格取得届
16			源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書			

※3 2021年2月対応予定

法人設立ワンストップサービスの提供範囲

法人設立で必要となる手順とワンストップサービスの提供範囲の関係

法人設立の流れ

法人設立の準備

- ・法人の基本情報の決定
- ・代表者印の印鑑登録
- ・定款の作成

定款認証・設立登記手続

- <法務局>
 - ・定款の認証
 - ・設立登記申請
 - ・登記事項証明書取得
- <国税庁>
 - ・法人番号取得

法人設立後の申請手続

- <税務署>
 - ・法人設立届出書
- <都道府県／市区町村>
 - ・法人設立設置・届出書
- <年金事務所>
 - ・健康保険／厚生年金保険
新規適用届
- <労働基準監督署>
 - ・労働保険関係成立届
- <ハローワーク>
 - ・雇用保険適用事業所設置届 他

2021年2月目途開始予定

2020年1月サービス開始

<参考> 各種閣議決定

成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）（抄）

I. Society 5.0の実現

5. スマート公共サービス（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 個人、法人による 手続の自動化

②法人向けワンストップサービスの実現

- 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。
 - 2020年1月目途で、登記後の手続のワンストップ化を開始するとともに、2021年2月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、一定の条件の下で全国での定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象にした24時間以内に設立登記が完了する取組及び完全オンライン化による添付書類のペーパーレス化を開始する。この際、印鑑届出のオンライン化を検討する。
- 法人の住所及び役員等の変更時の登記・社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化に向けたシステム対応として、マイナポータルのAPIを活用したワンストップ化を2020年度中に開始する。

未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

[3]「行政」「インフラ」が変わる 1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

（3）新たに講ずべき具体的施策 i) 旗艦プロジェクトの推進

②法人向けワンストップサービスの実現

- 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。
 - マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。